近世幕府記録類の系統とデータベース化

「徳川実紀」・「編年稿本」と幕府記録類の関係　　03.12.5　　小宮木代良

一.「実紀」引用の幕府記録類

＊小宮２０００・２００１参照

参照→慶長８年～承応３年表

１．中心記録

○明暦三年以降

「（御用部屋）日記」（殿中御沙汰書）を土台として幕府右筆所日記を中心史料とする。

→作業用の実紀稿本としての「柳営日次記（年録）」

○寛永八年～慶安四年

幕府右筆所日記を中心史料とする。

→実紀稿本としての「寛永（天寛）日記」・「慶安日記」

○承応元年～三年

水戸記等が中心史料となる

→実紀稿本としての「紀水記（承応元年）」・「三家記（承応二年）」・「承応三年御日記」

○明暦元年～二年

「（御用部屋）日記」（殿中御沙汰書）を中心史料とする

→実紀稿本としての「柳営日次記（年録）」（現内閣目録に「（江戸幕府）日記」としてある明暦元年分二冊も含む）

○寛永七年以前

特に中心となる史料なし（寛永７年分に水戸記か目立つ）「当代記」「駿府記」「東武実録」「慶長年録」「国師日記」「舜旧記」「坂上池院日記」「元寛日記」「江城年録」等々

→実紀稿本としての「天寛日記」・「寛永日記」

２．特定時期の頻出記録

○「御側日記」→家綱期・綱吉期

○「憲廟実録」→綱吉期

○「湯原日記」→元禄元年～十一年

○「間部日記」→家宣期・家継期　　※竹内２００１参照

○「西丸日記」→吉宗大御所期初期

○「御小納戸日記」→宝暦十一年

３．その他の記録等ーとくに寛永八年～承応期以前

○「尾張記」「紀伊記」

○「紀年録」「公儀日記」

○「大内日記」・「吉良日記」

○「寛明日記」　　等

二．実紀に引用されなかった幕府記録類　　＊小宮 2000 参照・引用

1．承応元年より三年分の記録

「(御用部屋) 日記」でも「右筆所日記」でも欠けている承応元年から同三年分の幕府記録は、『実紀』編纂時にも適当なものがみつからなかった。ただし、それを補おうとする動きの跡を示す記録数点が伝存する。

①承応元壬辰日記（内閣２２０－３４３）

多門櫓乙本の内、通し番号の「一」にあたる。「公儀日記（榊原日記)」のこの年の分の毎日の記事は全て「後聞」で始まる形式であるが、無記事の日と記事のある日は完全に一致し、かつ互いに若干の加工・省略はあるが内容は同じである。「公儀日記」と共通の原本の存在を仮定できる。多門櫓乙本の冒頭にあり、以下の乙本は、「右筆所日記」系統本や「(御用部屋) 日記」系統本を文化六年分まで混在させて集めたものであることから、文化六年以後のある時点で、幕府記録を一括して集めようとした試みの中で、「右筆所日記」も「(御用部屋) 日記」もどちらもない年次について、第三の記録を探索した結果のものであるとも推測できる。

②内閣文庫淀本一慶安四年・承応元年（内閣 163-208）

淀稲葉家の旧蔵本。①本と重なる承応元年部分については、あまり共通性はない。また、「紀伊記」・「尾張記」・「水戸記」や「二田録」とも別系統である。

③臣路本承応二年日記

前半（春・夏）は、天候記載がなく、後半（秋・冬）には「(一二月) 廿六日戊子天晴」のような天候記載がある。この天候記載様式は「公儀日記」と同じであるが、記事内容の相関関係は低い。

2．その他

毛原松平家本「日記」(正保四年より享保七年）と明治大学刑事博物館蔵内藤家本「幕臣日記」(慶安三年より天和三年）のうち家綱初期の部分は、かなり共通の記事を含む江戸幕府日記であるが、「(御用部屋) 日記」系日記でも「右筆所日記」系日記でもない。また、「公儀日記」系でも「寛明日記」系でもない。さらに、「紀伊記」・「尾張記」・「水戸記」や、「桜田記」・「神田記」等との相関関係も低い。また、江戸市中の刃傷事件や、大名等の死亡記事に詳しい。近世前期のある時点（元禄から享保の間か）において、当時集められる史料をもとにして編纂されたものである可能性が強い。ただし、根本史料としての「殿中御沙汰書」の存在も否定できない。そうした意味では「寛明日記」や「天享東鑑」と共通する性格である。したがって、その内容や構成等の分析を中心に、今後、検討していくべき記録である。

三．編年史料稿本と徳川実紀

1．慶安四年より明暦三年分までについて共通する記録・史料（公家史料「宣順卿記」「忠利宿禰日記」等を除く）

○この部分の編年史料稿本の作成〔『東京大学史料編纂所史資料集』348 頁等参照〕

①１８７６年～７８年　　修史館（局）第二局乙科
②１８９５年以降　新罫紙に貼り継ぎ

①「慶安日記」

この日記は、引用部分対照の結果、「右筆所日記」系のものを引用している。

②「承応日記」及び③「明暦（日）録」

承応元年・承応二年分については、『実紀』の当該引用部分と『編年稿本』引用部分を対照すると、全て『実紀』において、「尾張記」・「紀伊記」・「水戸記」の引用注が記されているところである。また、承応三年分については、『承応三年御日記』と対照すると、全く同じものであった。前述のように「(御用部屋）日記」や「右筆所日記」のない承応元年から三年にかけての『実紀』は、「紀伊記」・「尾張記」・「水戸記」を基本にしてまとめられたと思われる。そして、『編年稿本』が、『実紀』では「紀伊記」・「尾張記」・「水戸記」等として引用されている部分の区別をほとんどせずに（例外的に「承応日記所載尾張記」等と記載したものが二三例ある)、なべて「承応日記」としているのは、『編年稿本』編纂時には、承応元年から同三年分の『実紀』稿本を、そのまま引用元史料には頓着せずに「承応日記」として引用した結果だと考えられる。

明暦元年から三年分の『編年稿本』への引用については、「(御用部屋）日記」系統本を使用している。現存するどの「(御用部屋）日記」系写本と関係するかは未詳である。あるいは、修館局経由で収蔵されていた前述水野家献本の「明暦日録」（１６３－２１４）を含むだろうか。明暦元年後半分『日次記』(内閣１６３－２０３－２）表紙に「明暦録」との打ち付け書きがあるのも注目される。

④「寛明日記」・⑤「天享吾妻鑑」・⑥「正慶承明記」

この三記録は、引用頻度が①～③と同じぐらい高い。とりわけ、⑤は、多用されている。ただし、既に述べたようにこの三記録は、もとは同じ記録から作成されたもののようで、とくに家綱初期については、④と⑤は全くといってよいほど同じである。「史料稿本」編纂時においては、このことにはあまり注意を払っていない。

⑦「曽我日記」・⑧「寛政重修書家譜」

この二点も、引用頻度は高い。とりわけ、⑧は、多用されている。

幕府法令集（⑪「憲教類典」・⑫「大成令」・⑬「令条記」・⑭「条令」・⑮「条令拾遺」・⑯「武家厳制録」)

その他（⑰「藩翰譜」・⑱「むさしあぶみ」・⑲「将軍宣下記」・⑳「由比正雪駿府一件」・㉑「武野燭談」)

2.「編年稿本」において新たに引用されている史料

○幕府日記類→目新しいものはなく、「元延実録」・「慶安元禄間記」等を散見する程度である。

○藩史・家史

「伊達治家記録」・「上杉年譜」・「会津家世実紀」・「酒井空印言行録」・「島津国史」・「細川家記続編」・「稲垣氏世記」・「南龍公年譜」・「有斐録」・「事語継志録」・「鍋島勝茂譜考」等→『実紀』段階とは大きく異なっている点のひとつである。

○家譜類

「藤堂津家譜」・「松平福井家譜」・「松平明石家譜」・「水野朝日山家譜」・「阿部福山家譜」「堀田佐倉家譜」等→明治五～六年に太政院歴史課国史編纂事業への使用を目的に大名華族等たちから提出されていたもの（＊酒井信彦「本所々蔵華族諸家提出の家譜について」『東京大学史料編纂所報』１２号参照）。

○幕府法令集→「御制法」・「正宝事録」・「憲法編年録」が目立つ。「御制法」は、寛文十年、幕府右筆久保正員により原史料に近いものから編纂された史料であるが、不思議と『実紀』段階には用いられず、この段階で注目され、『徳川禁令考』でも多用されている。町触集としての「正宝事録」も意外と注目されたのは新しい。「憲法編年録」は、現在確認できる伝本は、史料編纂所の修史局写本しかないが、編者は宮崎成身、内容は慶長三年から宝暦十三年までの幕府法令の編年集成である。宮崎は天保十年ころに「教令類纂」を編纂したことで知られる幕臣である。

○その他→琉球史料である「大和江御使者記」

Ⅲ．データベース化の前提

○各記録の系統及び成立事情の検討が必要。江戸城内でひとつの情報が複数の日記にどのように記録されていったか。　　→複数幕府記録（日記）による同日記事の違い

すでに整理された編纂物についての解明→二度手間をさけるため

○将来的には、たとえば、明暦期以降については「（御用部屋）日記」系の良質な写本、及び寛永八年以降の「幕府右筆所日記」系の良質な写本、両者のない承応期については実紀稿本の三本、寛永七年以前については実紀稿本の「天寛日記」等、それぞれの画像の「編年稿本」データ等とのリンクが可能となると、江戸幕府日記類に関しては、より原史料にもどっての検討確認が容易になる。

参考

小宮木代良「家綱将軍初期（慶安四年四月より万治三年）における幕府記録類について」（『東京大学史料編纂所紀要』１０、２０００年）
同「解題　徳川実紀・続徳川実紀」（『国史大系書目解題下巻』、２００１年）
竹内信夫「「間部詮房公務日記」に関する一考察」（『日本歴史』６４２、２００１年）